



十月十一日自午前九時
十月十二日至午前一時半

第六十六回連絡會議

國策遂行要領再檢附之件

結論ヲ得ヘキ最終會議ニシテ十七時間連續シ一日深更ニ及ヘリ
判決ヲ得ル前ニ、物資特ニ鐵ニ關シ海軍ヨリ海軍ノ分トシテ多量ノ
配分ヲ要望セリ

一、鐵其他物資ニ關シテハ右海軍ノ要望アリ其結果陸、海、企間ニ十
七年度南方作戰實行ノ場合ニハ次ノ如ク定メタリ

(1) 鐵 海軍 一一〇万屯

陸軍 七九万屯

民需 二六一万屯

但生産量四五〇万屯以上ノ場合ハ陸軍ヲ九〇万屯迄増加ス
機汎船ノ油ハ海軍ヨリ供給ス

(四) 鐵以前ノ物資モ右配當ヲ考慮ス

ニ獨伊ニ對シテハナルヘク速ニ外交措置ヲ講ス

泰ニ對シテモ所要ノ手ヲ要ス

三大義名分ニ關シテハ第二十班案及第二部案ヲ基礎トス

四 結論ニ就テ

(イ) 第一案ノ(戦争ヤラス案)

賀屋 此種戦争セスニ推移シ三年後ニ米艦隊カ攻勢ヲトツテ來

ル場合海軍トシテ戦争ノ勝算アリヤ、否ヤヲ再三質問セ
リ

永野 ソレハ不明ナリ

賀屋 米艦隊カ進攻シテ來ルカ來ヌカ

永野 不明タ、五分五分ト思ヘ

賀屋 來スト思フ、來タ場合ニ海ノ上ノ戦争ハ勝ツカドウカ。

(マサカ賈ケルトハ統帥部ニ問ク譯ニユカヌ)

永野 今戦争ヤラスニ三年後ニヤルヨリモ今ヤツテ三年後ノ狀
態ヲ考ヘルト今ヤル方カ戦争ハヤリヤスイト言ヘル、ソ

レハ必要ナ地盤カトツテアルカラタ

賀屋 勝算カ戦争第三年ニアルノナラ戦争ヤルノモ宜シイカ水野ノ説明ニヨレハ此點不明瞭タ、然モ自分ハ米カ戦争シカケテ來ル公算ハ少イト判斷スルカラ結論トシテ今戦争スルノカ良イトハ思ハス

東郷 私モ米艦隊カ攻勢ニ來ルトハ思ハス、今戦争スル必要ハナイト思フ

水野 「來ラサルヲ恃ム勿レ」ト言フコトモアル

先ハ不明、安心ハ出來ヌ、三年タテハ南ノ防備強クナル

敵艦モ増エル

賀屋 然ラハ何時戦争シタラ勝テルカ

水野 今！戦機ハアトニハ來ヌ（強キ語調ニテ）

鈴木 賀屋ハ物ノ觀點カラ不安ヲモツテ居リ戦争ヤレハ十六、

十七年ハ物的ニハ不利ノ據ニ考ヘテル様タカ心配ハナイ

十八年ニハ物ノ關係ハ戦争シタ方カヨクナル、一方統帥

部ノ戰略關係ハ時日ヲ経過セハダンドン悪クナルト言フ

ノタカラ此際ハ戦争シタ方カヨイコトトナル（ト再度賀

屋東郷ノ説得ニ努メタ＊）

賀屋 未タ疑アリ（トテ第一案ニ對スル質問ヲ打切ル）

(回) 第二案ニ就テ

參詳本部ノ別紙原案附載ニ就テ詳細説明ス

之ニ對シテハ反論ナシ

賀屋、東郷 只左様ニ決心スル前ニ二千六百年ノ背史ヲモツ幕國

ノ一大轉機テ國運ヲ堵スルモノトカラ何トカ最後ノ交渉ヲ

ヤル様ニシ度イ、外交ヲ誤魔化シテヤレト言フノハ余リヒ

ドイ、乃公ニハ出來ヌ

次長 先ツ以テ決スヘキモノハ今度ノ問題ノ重點タル「開戦ヲ

直ニ決意ス」「戦争發起ヲ十二月初頭トス」ノニツテ定

メナケレハ統帥部トシテハ何も出來ヌ外交ナトハ右カ定

マツテカラ研究シテ貰ヒ度イ、外交ヤルトシテモ右ヲ先

ツ定メヨ

伊藤 (此時突如トシテ) 海軍トシテハ十一月二十日迄外交ヲ

ヤツテモ良イ

塚田 陸軍トシテハ十一月十三日迄ハヨロシイカツレ以上ハ困ル

東郷 外交ニハ期日ヲ必要トス外相トシテ出來サウテ見込カ無

ケレハ外交ハヤレス期日モ條件モソレテ外交カ成功ノ見

込カナケレハ外交ハヤレヌ而シテ戦争ハ當然ヤメネハナ
ラス（此クシテ東郷ハ時々非戦現狀維持ヲ言フ）

右ノ如クニテ外交ノ期日條件等ヲ論議スル必要生シ總理ハ第三案

（戦争外交二本立）ヲ併セ討論スルコトヲ提議セリ

（第三案（第二案ト共ニ研究ス））

東郷 參本原案ヲ繰リ返シ述ヘ「外交ハ作戦ヲ妨害セサルコト

外交ノ情況ニ左右セラレ期日ヲ變更セヌコト其期日ハ十

一月十三日ナルコト」ヲ主張ス

而シテ此期日十一月十三日カ大イニ問題トナレリ

東郷 十一月十三日ハ余リ酷イテハナイカ、海軍ハ十一月二十

日ト言フテハナイカ

東郷 作戦準備カ作戦行動其モノヲ飛行機ヤ水上水中艦船等ハ

衝突ヲ起スゾ

從テ外交打切りノ時機ハ此作戦準備ノ中テ殆ント作戦行

動ト見做スヘキ活潑ナル準備ノ前日迄ナルヲ要ス之カ十

一月十三日ナノタ

水野 小衝突ハ局部的衝突テ戦争テハナイ

總理、外務 外交ト作戦ト並行シテヤルノマアルカラ外交カ成功

シタラ戦争發起ヲ止メルコトヲ請合フテクレネハ困ル

塚田 ソレハ不可ナリ十一月十三日迄ナレハヨロシイカ其以後

ハ統帥ヲ察ス

杉山、水野 之ハ統帥ヲ危クスルモノタ

島田 (伊藤次長ニ向ヒ) 發起ノ二晝夜位前迄ハ良イタラウ

塚田 タマツテ居テ下サイソンナコトハ駄目テス

外相ノ所要期日トハ何日カ

右ノ如クシテ外交打切りノ日次カ大激論トナリ二十分間休憩ス

ルコトトナル

茲ニ於テ田中第一部長ヲ招致シ總長次長第一部長ニ於テ研究シ

「五日前迄ハヨロシカルヘシ」ト結論セラレ之ニ依リ「十一月

三十日迄ハ外交ヲ行フモ可」ト參本トシテハ決定シ再會ス

此間海軍令部モ同様第一部長ヲ招致シ協議セリ 再會ス

總理 十二月一日ニハナラヌカ、一日テモヨイカラ永ク外交ヲ

ヤラセルコトハ出來ヌカ

塚田 絕對ニイケナイ十一月卅日以上ハ絕對イカン、イカン

島田 塚田君、十一月三十日ハ何時迄タ夜十二時迄ハ良イタラウ

塚田 夜十二時迄ハヨロシイ

右ノ如クシテ十二月一日零時（東京時間）ト決ス

以上ノ如クシテ(4)戦争ヲ決意ス

(4)戦争發起ハ十二月初旬トス

(4)外交ハ十二月一日零時迄トシ之迄ニ外交成功セ

ハ戦争發起ヲ中止ス

ニ關シテハ決定ヲ見タリ

次ニ外交條件ニ付討議ス

外務省提案ノ甲案、乙案ニ付研究スルコトトナル甲案ハ從來ノ

對米交渉案ヲ若干改シタルモノ（再検討ニヨル）ナリ乙案ハ南

方ノミニ限定セル案ニシテ外務省原案タル乙案ハ^{印領}南方領ノミニ^{第一}第一

項第三項ハ單ニ「資金凍結解除」ノミ第四項（支那關係）ナシ

備考一、二、ナリ

總長、次長 乙案ハ支那問題ニ關ルルコトナク佛印ノ兵ヲ撤スル

モノニシテ國防の見地カラ國ヲアヤマルコトニナル、佛

印ニ兵ヲ駐ムルコトハ、支那ヲシテ日本ノ恩ヲ被ニナラ

シメ、南方ニ對シテハ之ニヨリ五分五分ニ物ツトルコト

ヲ可能ナラシム又戰略態勢ハ對米政策上又支那事態解決

上之ニヨリ強クナルノタ、米ト約束シテモ物ヲクレヌカ
モ知レヌ、乙案ニハ不同意、又日次モ少イカラ新案タル
乙案テヤルヨリ甲案テヤレ

外務務

自分ハ先ツ從來ノ交渉ノヤリ方カマズイカラ、條件ノ場
面ヲ狭クシテ南ノ方ノ事タケヲ片ツケ支那ノ方ハ、日本
自分テヤル様ニシタイ、支那問題ニ米ノ口ヲ容レサセル
コトハ不可也、此見地カラスレハ從來ノ對米交渉ハ九ヶ
國條約ノ復活ヲ多分ニ包蔵シテルモノテ、殊ニ不昧イコ
トヲヤツタモノタ、度々曾フ様ニ四原則ノ主義上同意ナ

ト丸テナツテ居ナイ、依テ自分ハ乙案テヤリ度イ、甲案
ハ短時日ニ望ミナシト思フ、出来ヌモノヲヤレト言ハル
ルハ困ル

振田

南物佛印ノ兵力ヲ撤スルハ絕對ニ不可ナリ、(トテ之ニ
付繰り返し反論ス)乙案外務原案ニヨレハ支那ノ事ニハ
一言モフレス現狀ノ儘ナリ又南方カラ物ヲトルコトモ佛
印カラ兵ヲ撤スレハ完全ニ米ノ思フ通りニナラサルヲ得
スシテ何時テモ米ノ妨害ヲ受ケル、然モ米ノ援蔭ハ中止
セス資金凍結解除タケテハ通商ニモトノ通り殆ント出来

ナイ、特ニ油ハ入ツテ來ナイ。此種ニシテ半年後トモナ
レハ戰機ハ既ニ去ツテ居ル、帝國トシテハ支那カ恩ヲ樓
ニナラナケレハナラナイ。故ニ乙案ハ不可、甲案テヤレ
以上ノ如ク協議セラレ第三項ヲ「資金凍結前ノ通商狀態ヲ回復
トシ且油ノ輸入ヲ加フル」如ク改メ又第四項ヲ新ニ加ヘ「支那
事變解決ヲ妨害セス」トセルモ南部佛印撤兵問題ハ解決セス

東 郷 通商ヲ改メ又第四項ニ支那解決ヲ妨害セスヲ加ヘ而モ南
佛撤兵ヲ省ク條件ナレハ外交ハ出來ヌ、之ヲハ歎目タ、
外交ハヤレヌ、戰爭ハヤラヌ方宜シ

堀 田 タカラ甲案テヤレ

水 野 此案ヲ外交ヤルコト結構タ

右ノ如ク南佛ヨリ北佛ニ移駐スルコト及乙案不可ナルコトニ就テ
ハ總長次長ハ聲ヲ大ニシテ東郷ト激論シ東郷ハ之ニ同意セス時
ニ非戰ヲ以テ脅威シツツ自説ヲ固持シ此種議論ヲ進ムルトキハ
東郷ノ退却即倒閣ノオソレアリ武蔵局長休憩ヲ提議シ十分間休

休憩間杉山、東條、堀田、武蔵別室ニ於テ協議ス

「支那ヲ條件ニ加ヘタル以上ハ乙案ニヨル外交ハ成立セスト判
斷セラルル南佛ヨリノ移駐ヲ拒否スレハ外相ノ辭職即政變ヲモ考
ヘサルヘカラス若シ然ル場合次期内閣ノ性格ハ非戦ノ公算多カ
ルヘク又開戦決意迄ニ時日ヲ要スヘシ此際政變並時日遷延ヲ許
ササルモノアリ」

更ニ右ヲ要約セハ(1)此案議ヲ此上數日延スルコトヲ許サス(統
帥上十二月初旬ハ絕對也)

(2)側閣ヲ許サス(此結果非戦内閣出現シ又檢
討ニ時日ヲ要ス)

3) 條件ヲ緩和スルヤ否ヤ

(1) (a) 許サレス (b) 如何ニスヘキカカ問題ノ鍵ニシテ陸軍トシ
テ已ムナク折レテ緩和スルカ、スヘテカコワレテモカマワス同意
スルカヲ熟慮シ其結果ニ緩和ニ同意セサルヲ得サルコトトナレリ
然ラサレハ外務トノ意見不一致ニテ政變ヲ予期セサルヘカラス
又非戦現狀維持ニ後退セサルヘカラス

統帥部トシテ參謀總長及次長ハ不精不精ニ之ニ同意セリ